

課税標準の特例資産について

地方税法第349条の3及び同法附則第15条の規定により、税負担の軽減をはかるため課税標準の特例の適用があります。**該当資産がある場合には、種類別明細書の摘要欄に適用条項を記入し、固定資産税課税標準の特例適用申請書(償却資産)及び添付書類をあわせて提出してください。**(特例適用申請書は越谷市のホームページからもダウンロードできます。くらし・市政→くらし・手続き→税金→様式ダウンロード→固定資産税 請求書等ダウンロード) 詳細については資産税課償却資産担当へお問い合わせください。主な内容は次のとおりです。

【中小事業者等が取得した一定の設備等に係る固定資産税(償却資産)課税標準の特例制度の概要】

根拠法	中小企業等経営強化法		生産性向上特別措置法
特例適用条項 (地方税法)	旧法附則15条46項	附則15条43項	附則15条47項
取得時期	H28.7.1～H31.3.31	H29.4.1～H31.3.31	H30.6.6～H33.3.31
対象業種	全ての業種	埼玉県における 対象業種 ※	全ての業種
対象者	国から認定を受けた「経営力向上計画」に基づき一定の設備を新規取得した中小事業者等		越谷市から「先端設備等導入計画」の認定を受けた後に、計画に基づき一定の設備を新規取得した中小事業者等
特例対象資産	旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する下記の設備		
機械及び装置	取得価額160万円以上 (販売開始時期10年以内)		
工具(測定工具及び検査工具)	対象外	取得価額30万円以上 (販売開始時期5年以内)	
器具及び備品	対象外	取得価額30万円以上 (販売開始時期6年以内)	
建物附属設備 (償却資産で課税されるもの)	対象外	取得価額60万円以上 (販売開始時期14年以内)	
特例割合	2分の1		ゼロ (わがまち特例)
適用期間	原則、新たに固定資産が課されることとなった年度から3年度分		
注意事項	特例対象資産を取得した年末までに「経営力向上計画」の認定が受けられず、翌年になって認定を受けた場合は減税の期間は2年間になります。		特例対象資産を取得後に工業会証明書を取得する場合、証明書取得が最初の賦課期日(1月1日)より後になると減税の期間は短くなります。
添付書類	《中小事業者等が取得もしくは所有権移転リース(中小事業者等が納税する場合)》		
	<ul style="list-style-type: none"> ・経営力向上計画申請書(写) ・経営力向上計画認定書(写) ・工業会の証明書(写) 		<ul style="list-style-type: none"> ・先端設備等導入計画(写) ・先端設備等導入計画認定書(写) ・工業会の証明書(写)
	《所有権移転外リースもしくは所有権移転リース(リース会社が納税する場合)》		
	<ul style="list-style-type: none"> ・経営力向上計画申請書(写) ・経営力向上計画認定書(写) ・工業会の証明書(写) ・リース契約書(写) ・固定資産税軽減額計算書(写) 		<ul style="list-style-type: none"> ・先端設備等導入計画(写) ・先端設備等導入計画認定書(写) ・工業会の証明書(写) ・リース契約書(写) ・固定資産税軽減額計算書(写)

※ 埼玉県における対象業種については、中小企業庁ホームページ(下記アドレス)から確認できます。
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2017/170404kyokakotei.pdf>

※わがまち特例適用対象一覧

平成24年度税制改正により、地方税の措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み（「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」）が導入されました。

このことを受け、「わがまち特例」の対象となる下記の資産について、越谷市税条例により課税標準の特例割合を定めました。償却資産に係る主なものは次のとおりです。

No	適用対象資産	適用対象期間	適用条項	特例割合 越谷市
1	公害防止用設備（水質汚濁防止法の汚水・廃液処理施設）	H26. 4. 1～H32. 3. 31取得分	附則15条2項1号	1/2
2	公害防止用設備（大気汚染防止法：テトラクロロエチレン系溶剤使用ドライクリーニング機）	H26. 4. 1～H32. 3. 31取得分	附則15条2項2号	1/2
3	公害防止用設備（土壌汚染対策法：フッ素系溶剤使用ドライクリーニング機）	H26. 4. 1～H30. 3. 31取得分	旧法附則15条2項3号	1/2
4	公害防止用設備（下水道法の下水道除害施設）	H24. 4. 1～H32. 3. 31取得分	附則15条2項6号	3/4
5	太陽光 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく認定を受けておらず再生可能エネルギー事業者支援事業に係る補助を受けて取得した自家消費型発電設備	H28. 4. 1～H30. 3. 31取得分	旧法附則15条32項1号イ	3年間 2/3
		出力が1,000Kw以上の上記設備	附則15条32項2号イ	3年間 3/4
		出力が1,000Kw未満の上記設備	附則15条32項1号イ	3年間 2/3
	風力 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく認定発電設備	H28. 4. 1～H30. 3. 31取得分	旧法附則15条32項1号ロ	3年間 2/3
		出力が20Kw以上の認定発電設備	附則15条32項1号ロ	3年間 2/3
		出力が20Kw未満の認定発電設備	附則15条32項2号ロ	3年間 3/4
	水力 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく認定発電設備	H28. 4. 1～H30. 3. 31取得分	旧法附則15条32項2号イ	3年間 1/2
		出力が5,000Kw以上の認定発電設備	附則15条32項1号ハ	3年間 2/3
		出力が5,000Kw未満の認定発電設備	附則15条32項3号イ	3年間 1/2
	地熱 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく認定発電設備	H28. 4. 1～H30. 3. 31取得分	旧法附則15条32項2号ロ	3年間 1/2
		出力が1,000Kw以上の認定発電設備	附則15条32項3号ロ	3年間 1/2
		出力が1,000Kw未満の認定発電設備	附則15条32項1号ニ	3年間 2/3
バイオマス 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく認定発電設備	H28. 4. 1～H30. 3. 31取得分	旧法附則15条32項2号ハ	3年間 1/2	
	出力が10,000Kw以上20,000Kw未満の認定発電設備	附則15条32項1号ホ	3年間 2/3	
	出力が10,000Kw未満の認定発電設備	附則15条32項3号ハ	3年間 1/2	
6	水防法の浸水防止用設備	H26. 4. 1～H32. 3. 31取得分	附則15条37項	5年間 2/3
7	児童福祉法の家庭的保育事業の用に供する償却資産	H30年度以後の年度分～	法349条の3・28項	1/2
8	児童福祉法の居宅訪問型保育事業の用に供する償却資産	H30年度以後の年度分～	法349条の3・29項	1/2
9	児童福祉法の事業所内保育事業の用に供する償却資産	H30年度以後の年度分～	法349条の3・30項	1/2
10	児童福祉法の事業所内保育事業の用に供する施設で国の補助を受けたもの（特定事業所内保育施設）	H29. 4. 1～H31. 3. 31国補助分	附則15条44項	5年間 1/3

《問い合わせ》

資産税課 償却資産担当
Tel 048-963-9147（直通）